

令和8年8月28日

令和6年全国家計構造調査 所得に関する結果、 家計資産・負債に関する結果及び 年間収入・資産分布等に関する結果

結果の要約

○総務省は、世帯の所得分布及び消費の水準、構造等を全国的及び地域別に明らかにすることを目的として、全国家計構造調査を5年ごとに実施

○今回、2024年（令和6年）に実施した同調査の結果のうち、所得に関する結果、家計資産・負債に関する結果及び年間収入・資産分布等に関する結果を公表

〈所得概況〉

年間収入は593.7万円。2019年と比較して6.3%増加

総世帯の1世帯当たり2024年の年間収入は593.7万円となっており、2019年と比較すると、6.3%の増加となっている※¹。

年間収入の内訳をみると、「勤め先収入（世帯主収入）」が306.9万円、「公的年金・恩給給付」が89.2万円、「事業・内職収入」が61.8万円などとなっている。

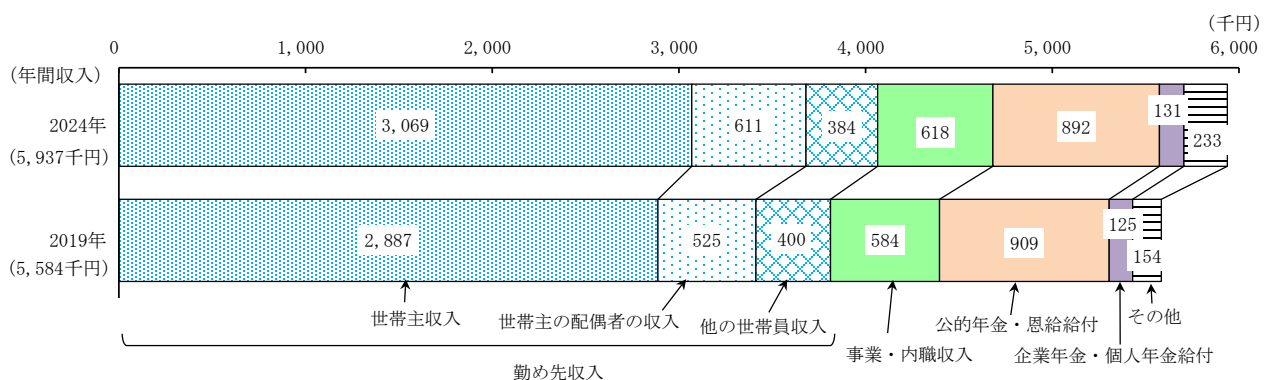
また、年間収入の内訳を2019年と比較すると、「勤め先収入（世帯主収入）」、「勤め先収入（世帯主の配偶者の収入）」※²などが増加しており、一方で、単身世帯の増加により、「勤め先収入（他の世帯員収入）」及び「公的年金・恩給給付」は減少※³している。（図1、参考図）

※¹ 各年の年間収入は、前年11月から当年10月までの収入（税込）

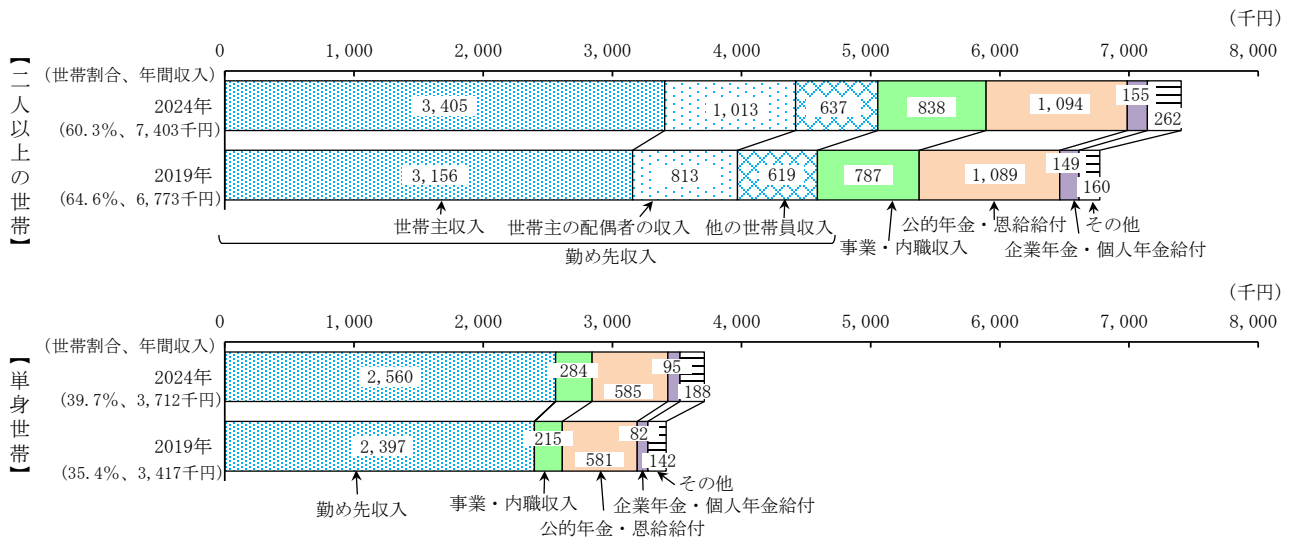
※² 「配偶者のいない世帯」を含む平均

※³ ただし、「二人以上の世帯」及び「単身世帯」は増加（参考図）

図1 年間収入の内訳（総世帯）[2024年・2019年]



参考図 年間収入の内訳（二人以上の世帯及び単身世帯）[2024年・2019年]



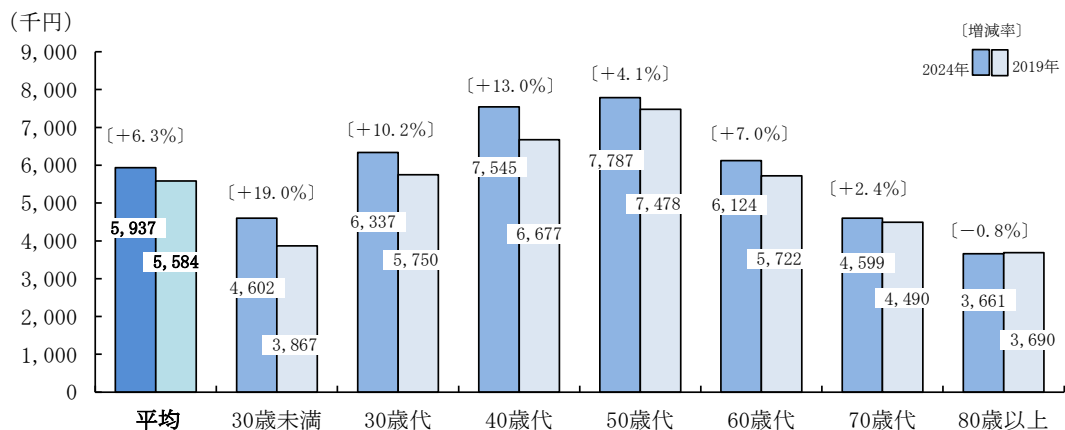
＜世帯主の年齢階級別にみた年間収入＞

30歳未満の年間収入は、2019年と比較して19.0%増加

総世帯の年間収入を世帯主の年齢階級別にみると、30歳未満が460.2万円、30歳代が633.7万円、40歳代が754.5万円と年齢階級が高くなるに従って多くなり、50歳代の778.7万円をピークに、60歳代が612.4万円、70歳代が459.9万円、80歳以上が366.1万円と少なくなっている。

2019年と比較すると、80歳以上を除く全ての年齢階級において増加しており、30歳未満は19.0%の増加となっている。（図2）

図2 世帯主の年齢階級別年間収入（総世帯）[2024年・2019年]

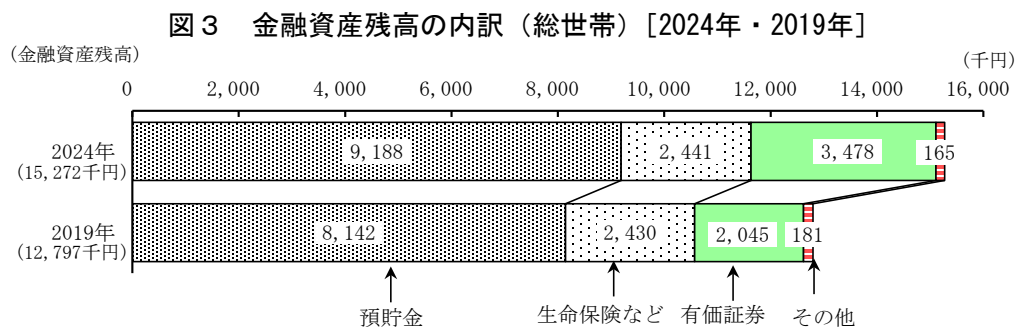


〈金融資産概況〉

金融資産残高は1527.2万円。2019年と比較して19.3%増加

総世帯の1世帯当たり2024年10月末日現在の金融資産残高※（貯蓄現在高）は1527.2万円となっており、2019年10月末日現在と比較すると、19.3%増加（247.5万円の増加）している。内訳をみると、「有価証券」が最も増加（143.3万円の増加）しており、2024年では金融資産残高の2割以上を占めている。（図3）

※ 「金融資産を保有していない世帯」を含む平均



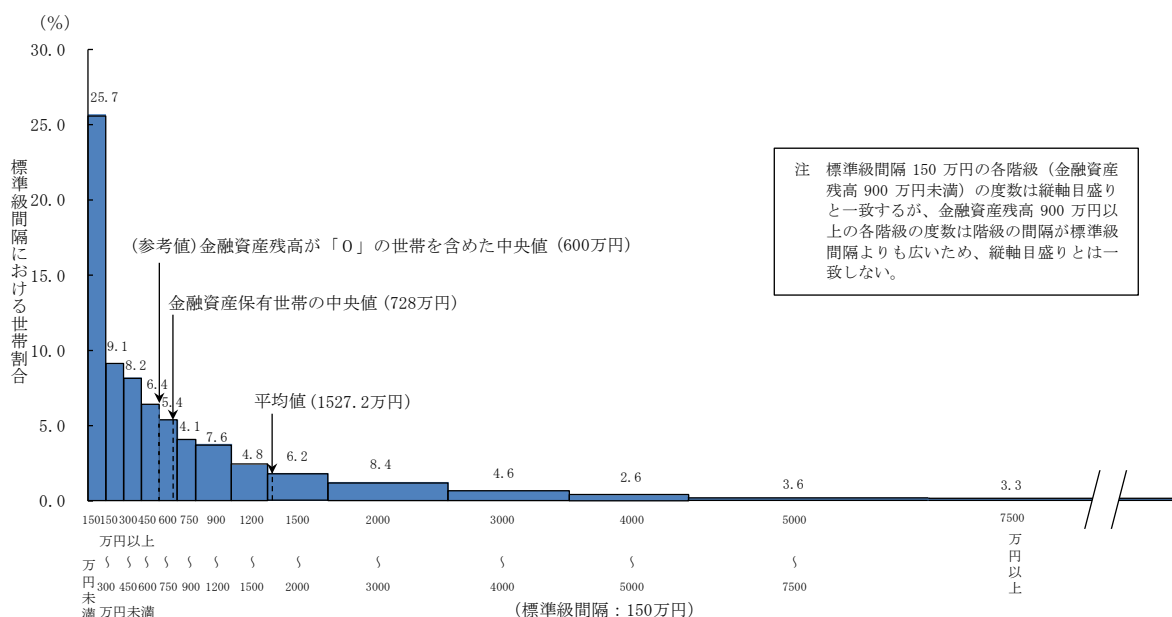
金融資産保有世帯の金融資産残高の中央値は728万円

総世帯の金融資産残高階級別の世帯分布をみると、150万円未満が25.7%、150万円以上300万円未満が9.1%、300万円以上450万円未満が8.2%など、金融資産残高の少ない階級に偏った分布となっている。

また、金融資産保有世帯の中央値※は728万円となっている。（図4）

※ 金融資産保有世帯の中央値とは、「金融資産残高」が「0」の世帯を除いた金融資産残高の少ない方から順番に並べたときに、ちょうど中央に位置する世帯の金融資産残高をいう。

図4 金融資産残高階級別の世帯分布（総世帯）



＜世帯主の年齢階級別にみた金融資産残高＞

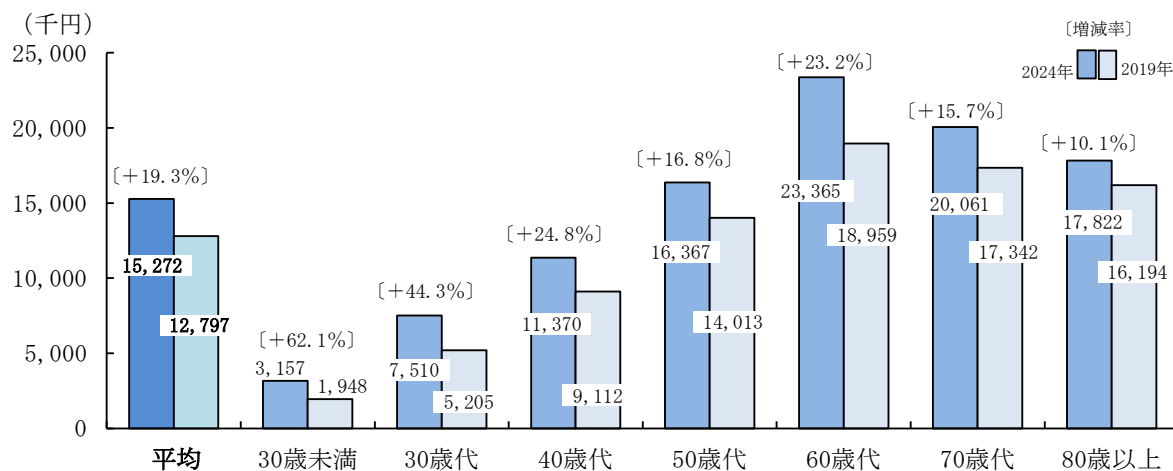
金融資産残高は60歳代の世帯が2336.5万円と最も多い
30歳未満は、62.1%増加

総世帯の金融資産残高※を世帯主の年齢階級別にみると、30歳未満から60歳代までは年齢階級が高くなるに従って多くなり、60歳代をピークに、70歳代及び80歳以上は年齢階級が高くなるに従って少なくなっている。

2019年と比較すると、全ての年齢階級において増加しており、30歳未満は、62.1%の増加となっている。（図5）

※ 「金融資産を保有していない世帯」を含む平均

図5 世帯主の年齢階級別金融資産残高（総世帯）[2024年・2019年]



「投資信託」の割合が高いのは30歳未満

「有価証券」の割合は全ての年齢階級において上昇

総世帯の金融資産残高の構成割合を世帯主の年齢階級別にみると、各構成割合が最も高い年齢階級は、「預貯金」は80歳以上、「生命保険など」及び「株式」は50歳代、「債権」は60歳代、「投資信託」は30歳未満となっている。

2019年と比較すると、「株式」や「投資信託」等を含む「有価証券」の割合は、全ての年齢階級において上昇している一方で、「預貯金」及び「生命保険など」の割合は全ての年齢階級において低下している。

なお、30歳未満では、「株式」及び「投資信託」の割合がそれぞれ6.0ポイント、11.2ポイントの上昇となっている一方で、「預貯金」及び「生命保険など」の割合がそれぞれ10.3ポイント、4.9ポイントの低下となっている。（図6、表1）

図6 世帯主の年齢階級別金融資産残高の構成割合（総世帯）[2024年・2019年]

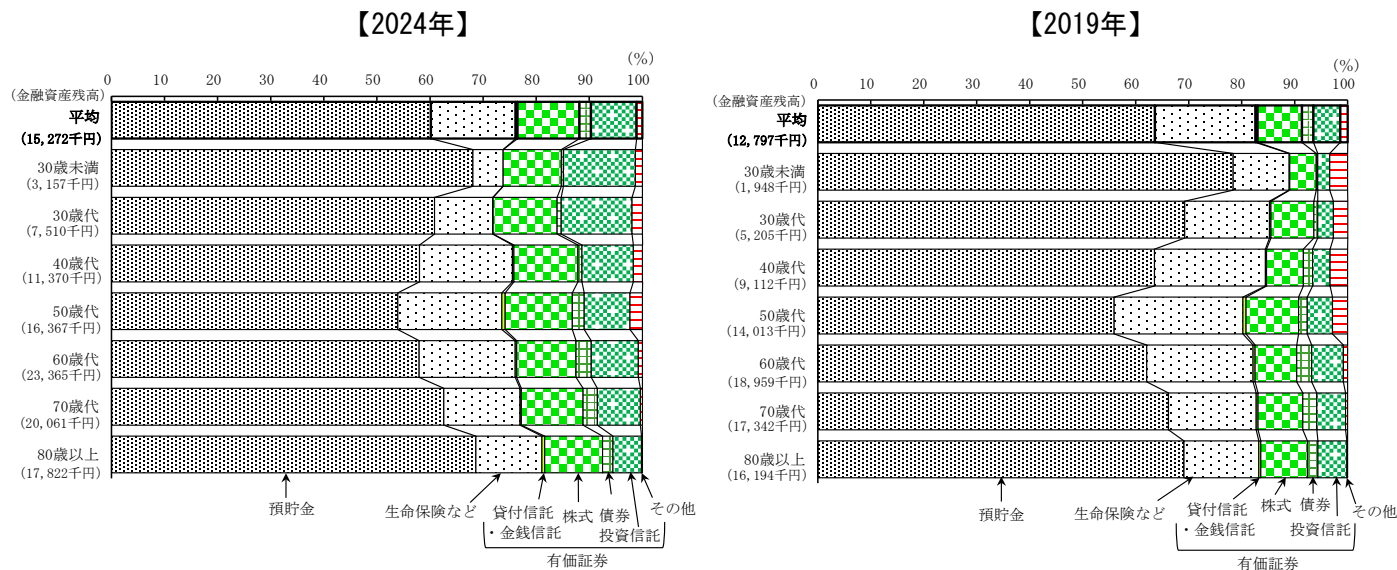


表1 世帯主の年齢階級別金融資産残高の構成割合（総世帯）[2024年・2019年]

		預貯金	生命 保険 など	有価 証券	貸付 信託 ・ 金銭 信託	株式	債券	投資 信託	その他
2024年（%）	平均	60.2	16.0	22.8	0.4	11.7	2.2	8.6	1.1
	30歳未満	68.1	5.7	24.9	0.0	11.0	0.4	13.5	1.3
	30歳代	60.9	10.9	26.3	0.1	12.1	0.7	13.4	1.9
	40歳代	58.0	17.5	22.7	0.3	12.0	0.8	9.7	1.7
	50歳代	53.9	19.6	24.1	0.6	12.6	2.2	8.6	2.3
	60歳代	58.0	18.1	23.2	0.3	11.2	2.9	8.9	0.8
	70歳代	62.6	14.4	22.7	0.2	11.6	2.7	8.1	0.4
	80歳以上	68.6	12.4	18.8	0.5	10.9	2.0	5.4	0.2
2019年（%）	平均	63.6	19.0	16.0	0.4	8.4	2.2	5.0	1.4
	30歳未満	78.4	10.6	7.7	0.1	5.0	0.3	2.3	3.4
	30歳代	69.2	16.0	12.0	0.3	8.1	0.7	2.9	2.7
	40歳代	63.5	21.0	12.2	0.2	6.9	1.7	3.3	3.3
	50歳代	55.9	24.3	16.9	0.6	9.9	1.6	4.8	2.9
	60歳代	62.1	20.1	17.1	0.4	7.9	2.8	6.0	0.8
	70歳代	66.2	16.6	16.9	0.4	8.4	2.7	5.4	0.4
	80歳以上	69.1	14.1	16.6	0.4	8.8	2.0	5.5	0.1
上昇・低下幅（ポイント）	平均	-3.4	-3.0	6.8	0.0	3.3	0.0	3.6	-0.3
	30歳未満	-10.3	-4.9	17.2	-0.1	6.0	0.1	11.2	-2.1
	30歳代	-8.3	-5.1	14.3	-0.2	4.0	0.0	10.5	-0.8
	40歳代	-5.5	-3.5	10.5	0.1	5.1	-0.9	6.4	-1.6
	50歳代	-2.0	-4.7	7.2	0.0	2.7	0.6	3.8	-0.6
	60歳代	-4.1	-2.0	6.1	-0.1	3.3	0.1	2.9	0.0
	70歳代	-3.6	-2.2	5.8	-0.2	3.2	0.0	2.7	0.0
	80歳以上	-0.5	-1.7	2.2	0.1	2.1	0.0	-0.1	0.1

＜世帯主の年齢階級別にみた家計資産＞

純資産総額は60歳代の世帯が4630.3万円と最も多い

総世帯の1世帯当たり2024年10月末日現在の純資産総額（金融資産残高※¹－金融負債残高※²＋宅地資産※³＋住宅資産※⁴）の内訳を世帯主の年齢階級別にみると、「宅地資産」は年齢階級が高くなるに従って多くなり、「住宅資産」は40歳代までは年齢階級が高くなるに従って多くなるが、40歳代をピークに、50歳代以上は年齢階級が高くなるに従って少なくなっている。一方、「住宅・土地のための負債」も同様に、40歳代までは年齢階級が高くなるに従って多くなるが、40歳代をピークに、50歳代以上は年齢階級が高くなるに従って少なくなっている。

純資産総額を世帯主の年齢階級別にみると、60歳代までは年齢階級が高くなるに従って多くなり、60歳代の4630.3万円をピークに、70歳代が4493.5万円、80歳以上が4367.6万円と少なくなっている。（図7、図8）

※1 「金融資産を保有していない世帯」を含む平均

※2 「金融負債を保有していない世帯」を含む平均

※3 「宅地資産」は宅地の敷地面積等を用いて推計している。

※4 「住宅資産」は住宅の延べ床面積や建築時期に応じた残価率等を用いて推計している。

図7 世帯主の年齢階級別純資産総額の内訳（総世帯）

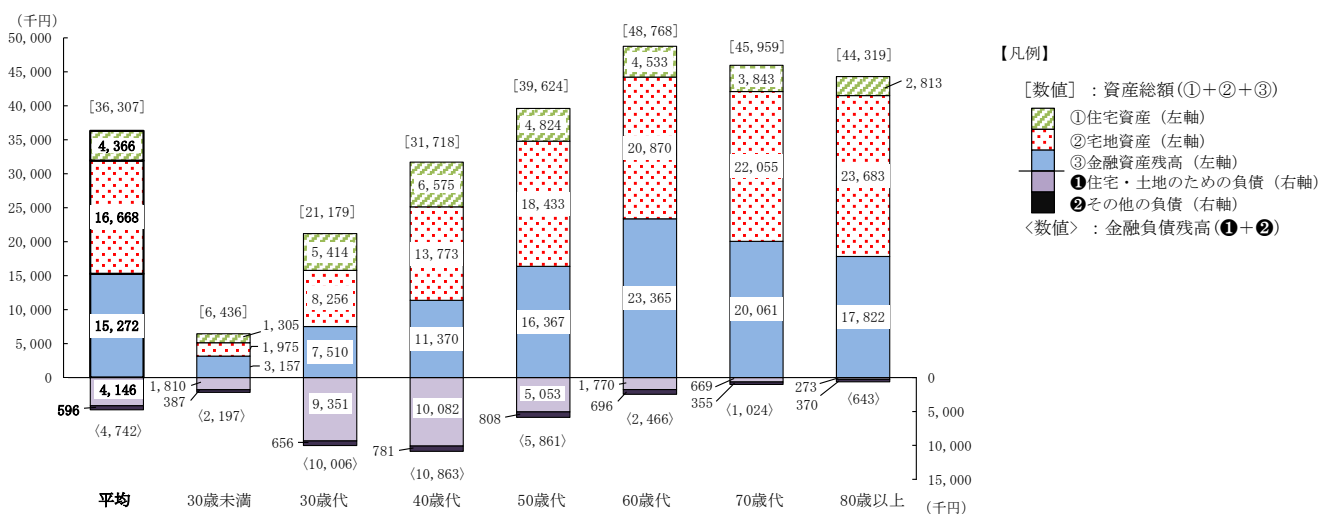
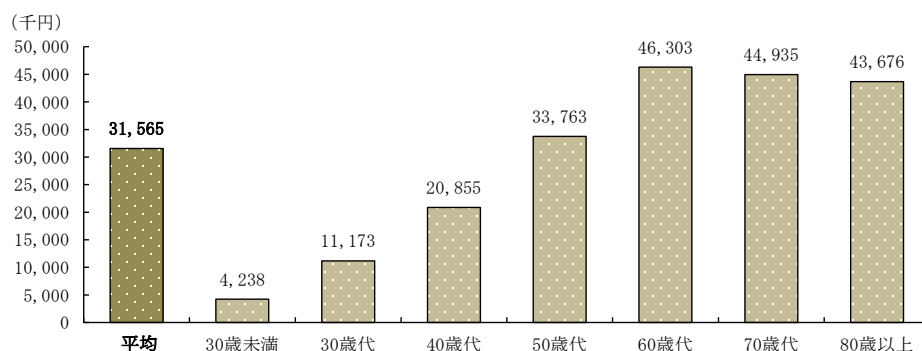


図8 世帯主の年齢階級別純資産総額（総世帯）



なお、2019年と比較すると、「宅地資産」は、40歳代及び80歳以上を除く全ての年齢階級において増加しており、30歳未満は30.1%の増加となっている。また、「住宅資産」は、80歳以上を除く全ての年齢階級において増加しており、40歳代は23.4%の増加となっている。一方、「住宅・土地のための負債」は、30歳未満、30歳代、40歳代及び50歳代において増加しており、30歳未満は37.9%増加している。（図9、表2）

図9 世帯主の年齢階級別純資産総額の内訳（総世帯）[2024年・2019年]

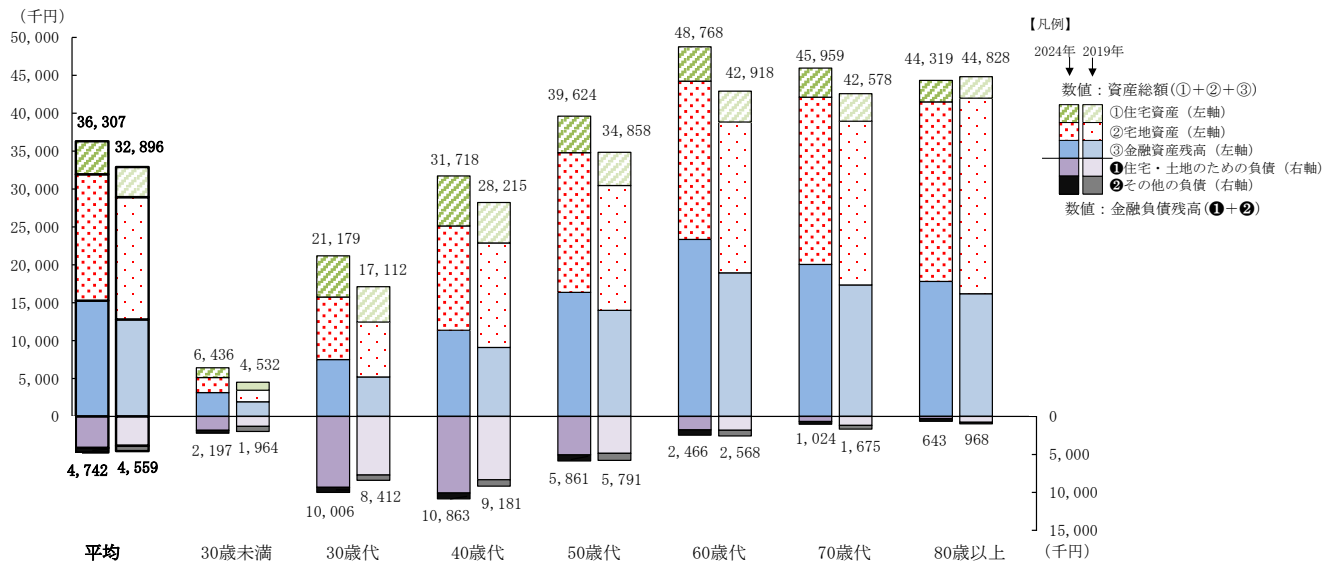


表2 世帯主の年齢階級別純資産総額の内訳（総世帯）[2024年・2019年]

項目		平均	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
2024年	資産総額（千円）（A）	36,307	6,436	21,179	31,718	39,624	48,768	45,959	44,319
	金融資産残高	15,272	3,157	7,510	11,370	16,367	23,365	20,061	17,822
	住宅・宅地資産	21,035	3,279	13,669	20,348	23,257	25,403	25,898	26,497
	宅地資産	16,668	1,975	8,256	13,773	18,433	20,870	22,055	23,683
	住宅資産	4,366	1,305	5,414	6,575	4,824	4,533	3,843	2,813
	金融負債残高（千円）（B）	4,742	2,197	10,006	10,863	5,861	2,466	1,024	643
	住宅・土地のための負債	4,146	1,810	9,351	10,082	5,053	1,770	669	273
	その他の負債	596	387	656	781	808	696	355	370
	純資産総額（千円）（A-B）	31,565	4,238	11,173	20,855	33,763	46,303	44,935	43,676
	増減率								
2019年	資産総額（千円）（A）	32,896	4,532	17,112	28,215	34,858	42,918	42,578	44,828
	金融資産残高	12,797	1,948	5,205	9,112	14,013	18,959	17,342	16,194
	住宅・宅地資産	20,099	2,584	11,907	19,103	20,845	23,959	25,236	28,634
	宅地資産	16,142	1,518	7,243	13,773	16,443	19,874	21,592	25,798
	住宅資産	3,957	1,066	4,663	5,330	4,402	4,086	3,643	2,836
	金融負債残高（千円）（B）	4,559	1,964	8,412	9,181	5,791	2,568	1,675	968
	住宅・土地のための負債	3,879	1,313	7,722	8,330	4,865	1,805	1,184	754
	その他の負債	680	651	689	851	925	763	491	213
	純資産総額（千円）（A-B）	28,337	2,568	8,701	19,035	29,067	40,351	40,903	43,860
	増減率								
増減率	資産総額（%）	10.4	42.0	23.8	12.4	13.7	13.6	7.9	-1.1
	金融資産残高	19.3	62.1	44.3	24.8	16.8	23.2	15.7	10.1
	住宅・宅地資産	4.7	26.9	14.8	6.5	11.6	6.0	2.6	-7.5
	宅地資産	3.3	30.1	14.0	0.0	12.1	5.0	2.1	-8.2
	住宅資産	10.3	22.4	16.1	23.4	9.6	10.9	5.5	-0.8
	金融負債残高（%）	4.0	11.9	18.9	18.3	1.2	-4.0	-38.9	-33.6
	住宅・土地のための負債	6.9	37.9	21.1	21.0	3.9	-1.9	-43.5	-63.8
	その他の負債	-12.4	-40.6	-4.8	-8.2	-12.6	-8.8	-27.7	73.7
	純資産総額（%）	11.4	65.0	28.4	9.6	16.2	14.8	9.9	-0.4

〈所得〉 -都道府県別-

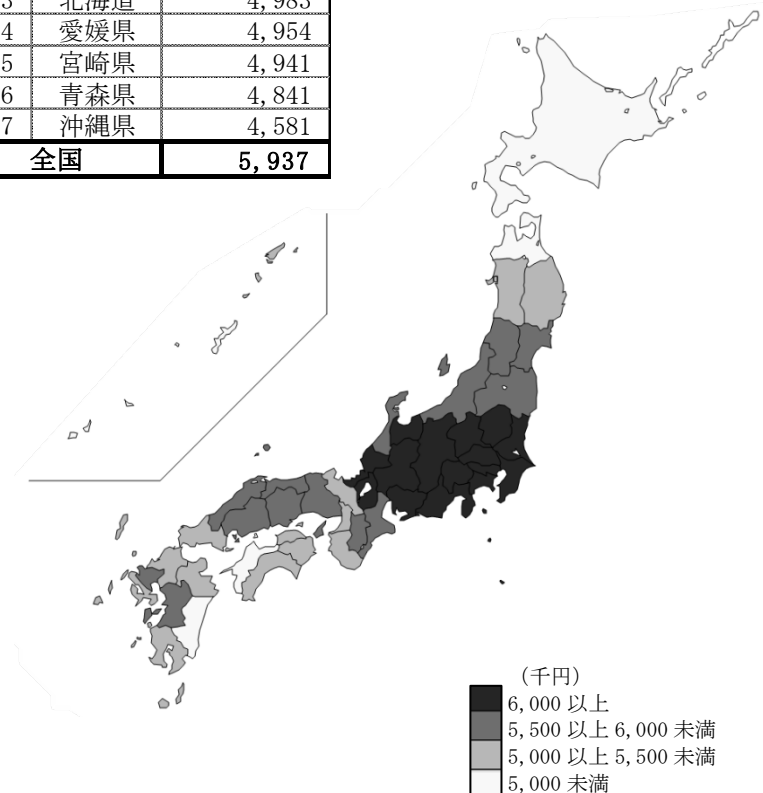
年間収入は東京都が681.8万円と最も多く、沖縄県が458.1万円と最も少ない

総世帯の年間収入を都道府県別にみると、東京都が681.8万円と最も多く、次いで神奈川県、愛知県、富山県、滋賀県などとなっている。

一方、沖縄県が458.1万円と最も少なく、次いで青森県、宮崎県、愛媛県、北海道などとなっている。(表3、図10)

表3、図10 都道府県別年間収入（総世帯）

順位	都道府県	年間収入 (千円)	順位	都道府県	年間収入 (千円)
1	東京都	6,818	33	徳島県	5,382
2	神奈川県	6,495	34	長崎県	5,377
3	愛知県	6,491	35	岩手県	5,353
4	富山県	6,422	36	大分県	5,275
5	滋賀県	6,335	37	山口県	5,271
6	福井県	6,322	38	秋田県	5,269
7	千葉県	6,266	39	京都府	5,156
8	栃木県	6,238	40	和歌山県	5,142
9	埼玉県	6,215	41	鹿児島県	5,009
10	茨城県	6,208	42	高知県	5,007
11	山梨県	6,151	43	北海道	4,983
12	岐阜県	6,144	44	愛媛県	4,954
13	静岡県	6,121	45	宮崎県	4,941
14	長野県	6,056	46	青森県	4,841
15	群馬県	6,004	47	沖縄県	4,581
16	兵庫県	5,969	全国		5,937
17	鳥取県	5,954			
18	新潟県	5,924			
19	石川県	5,921			
20	奈良県	5,902			
21	佐賀県	5,855			
22	山形県	5,782			
23	宮城県	5,767			
24	三重県	5,745			
25	島根県	5,655			
26	広島県	5,640			
27	熊本県	5,603			
28	岡山県	5,592			
29	福島県	5,587			
30	大阪府	5,485			
31	香川県	5,466			
32	福岡県	5,401			



〈金融資産〉 -都道府県別-

金融資産残高は奈良県が1994.2万円と最も多く、沖縄県が621.7万円と最も少ない

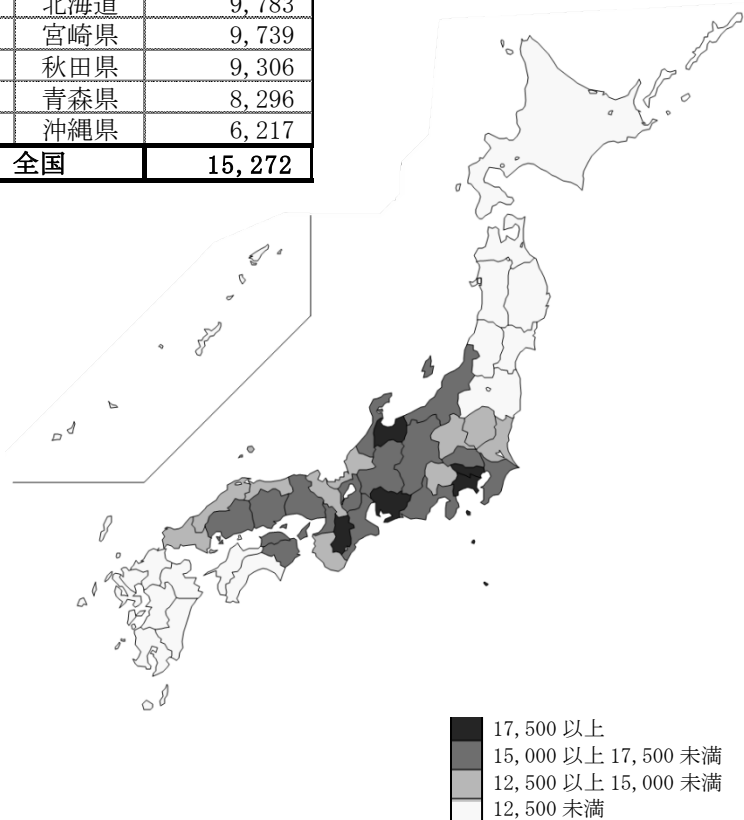
総世帯の金融資産残高*を都道府県別にみると、奈良県が1994.2万円と最も多く、次いで東京都、愛知県、神奈川県、富山県などとなっている。

一方、沖縄県が621.7万円と最も少なく、次いで青森県、秋田県、宮崎県、北海道などとなっている。(表4、図11)

※ 「金融資産を保有していない世帯」を含む平均

表4、図11 都道府県別金融資産残高（総世帯）

順位	都道府県	金融資産残高 (千円)	順位	都道府県	金融資産残高 (千円)
1	奈良県	19,942	33	高知県	12,022
2	東京都	18,652	34	福岡県	11,818
3	愛知県	18,339	35	宮城県	11,404
4	神奈川県	18,298	36	熊本県	11,262
5	富山県	17,760	37	岩手県	11,239
6	兵庫県	17,434	38	大分県	11,114
7	千葉県	17,164	39	山形県	10,534
8	岐阜県	17,094	40	長崎県	10,478
9	徳島県	16,492	41	鹿児島県	10,225
10	埼玉県	16,296	42	佐賀県	10,001
11	大阪府	15,897	43	北海道	9,783
12	新潟県	15,556	44	宮崎県	9,739
13	静岡県	15,506	45	秋田県	9,306
14	石川県	15,347	46	青森県	8,296
15	長野県	15,245	47	沖縄県	6,217
16	広島県	15,229	全国		15,272
17	岡山県	15,187			
18	香川県	15,069			
19	三重県	15,055			
20	滋賀県	15,044			
21	福井県	14,924			
22	栃木県	14,922			
23	茨城県	14,897			
24	島根県	14,890			
25	山梨県	14,873			
26	鳥取県	14,409			
27	群馬県	14,083			
28	和歌山県	14,071			
29	京都府	13,228			
30	山口県	13,150			
31	愛媛県	12,432			
32	福島県	12,267			



〈家計資産〉 -都道府県別-

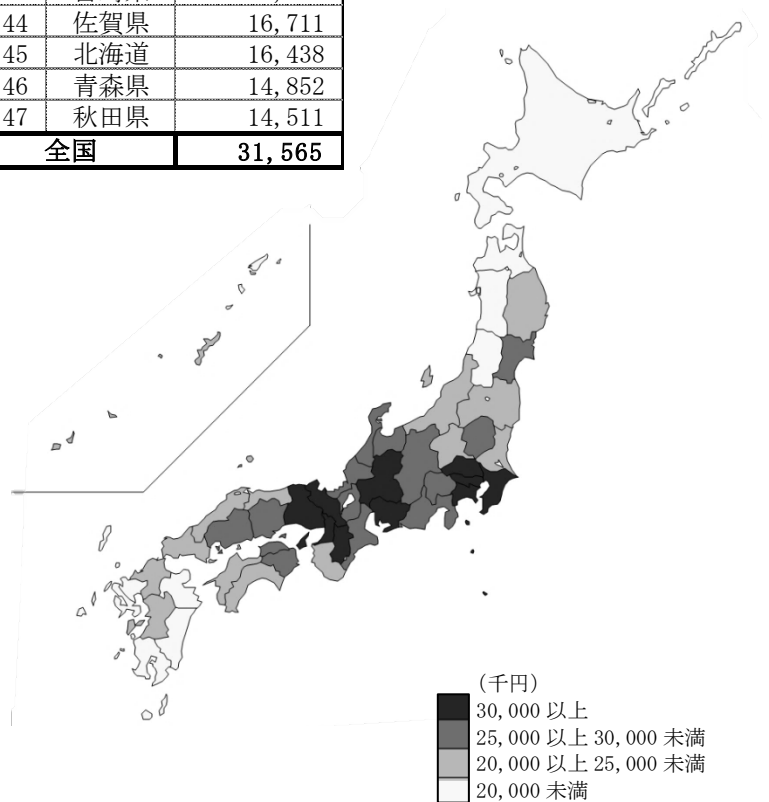
純資産総額は東京都が5410.0万円と最も多く、秋田県が1451.1万円と最も少ない

総世帯の純資産総額を都道府県別にみると、東京都が5410.0万円と最も多く、次いで神奈川県、愛知県、奈良県、京都府などとなっている。

一方、秋田県が1451.1万円と最も少なく、次いで青森県、北海道、佐賀県、宮崎県などとなっている。(表5、図12)

表5、図12 都道府県別純資産総額（総世帯）

順位	都道府県	純資産総額 (千円)	順位	都道府県	純資産総額 (千円)
1	東京都	54,100	33	沖縄県	22,602
2	神奈川県	40,063	34	山口県	21,666
3	愛知県	37,962	35	熊本県	21,657
4	奈良県	35,665	36	鳥取県	21,448
5	京都府	33,558	37	福島県	20,587
6	埼玉県	33,000	38	岩手県	20,443
7	千葉県	32,763	39	大分県	19,743
8	大阪府	32,246	40	山形県	19,210
9	兵庫県	31,760	41	鹿児島県	18,813
10	岐阜県	30,002	42	長崎県	18,236
11	富山県	29,444	43	宮崎県	17,735
12	静岡県	28,840	44	佐賀県	16,711
13	広島県	28,212	45	北海道	16,438
14	徳島県	28,200	46	青森県	14,852
15	石川県	26,668	47	秋田県	14,511
16	福井県	26,566	全国		31,565
17	栃木県	26,388			
18	滋賀県	26,260			
19	長野県	26,254			
20	山梨県	26,145			
21	宮城県	25,725			
22	三重県	25,631			
23	岡山県	25,413			
24	香川県	25,029			
25	和歌山県	24,765			
26	茨城県	24,684			
27	群馬県	24,623			
28	新潟県	24,268			
29	福岡県	23,639			
30	愛媛県	22,942			
31	高知県	22,792			
32	島根県	22,733			



＜年間収入の分布の均等度＞

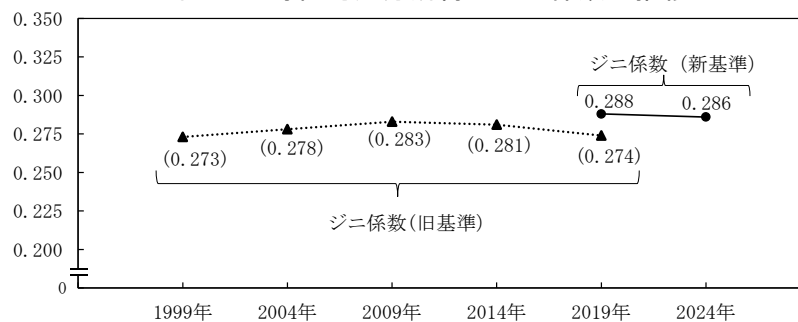
所得面（等価可処分所得）のジニ係数は、2019 年と比較して 0.002 低下

2024年の等価可処分所得^{※1}のジニ係数^{※2}は、0.286となっており、2019年（0.288）と比較して0.002低下している。（図13）

※1 世帯の年間可処分所得（いわゆる手取り収入）を世帯人員で調整したもの

※2 年間収入の分布の均等度を表す指標（0～1の値をとり、0は均等、1に近づくほど不均等となる。）

図13 等価可処分所得のジニ係数の推移



＜相対的貧困＞

相対的貧困率は、2019 年と比較して 0.1 ポイント上昇

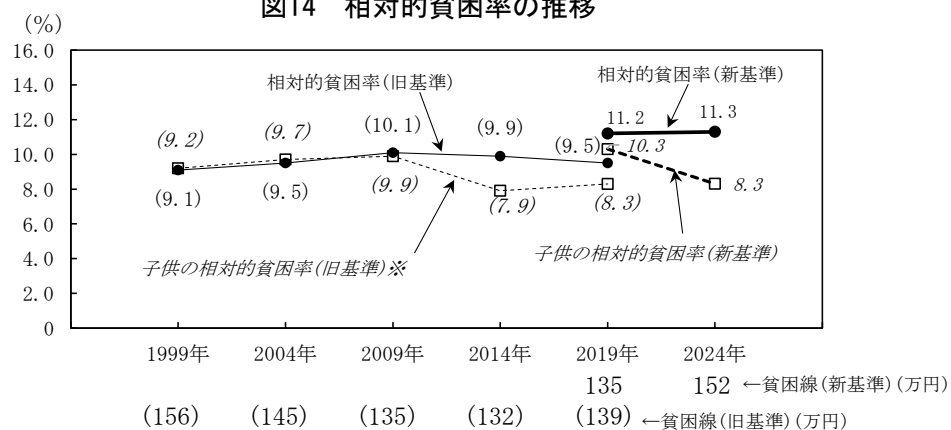
子供の相対的貧困率は、2019 年と比較して 2.0 ポイント低下

相対的貧困の状況を所得面からみると、2024年の相対的貧困率[※]は11.3%となり、2019年（11.2%）と比較して0.1ポイント上昇している。また、子供（18歳未満の者）の相対的貧困率は8.3%となり、2019年（10.3%）と比較すると2.0ポイント低下している。

なお、貧困線は152万円となり、2019年（135万円）と比較すると17万円増加している。（図14）

※ 等価可処分所得が貧困線未満の者の割合をいう。なお、集計区分（例えば子供など）ごとの貧困率を算出するに当たっては、全て同一の貧困線（全世帯人員から求めた貧困線）を用いている。

図14 相対的貧困率の推移



※ 1999年から2014年までの「子供の相対的貧困率」は、全国消費実態調査の調査票情報を特別集計したもの

注 OECDの作成基準に準拠して算出。新基準では可処分所得の算出方法が変更されている。

等価可処分所得の計算方法

全国家計構造調査は世帯を単位として実施しているため、各世帯を構成している世帯員の等価可処分所得を以下の方法で計算している。

- ① 世帯 i の年間可処分所得 (I_i) を以下の算式により算出する。

【OECD新基準準拠】

年間可処分所得 (I_i) = 「年間収入」
－ 「所得に課される税・社会保険料」
－ 「仕送り金支出」
－ 「企業年金保険料」
－ 「固定資産税・都市計画税」
－ 「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」

【OECD旧基準準拠】

年間可処分所得 (I_i) = 「年間収入」－「所得に課される税・社会保険料」

- ② I_i を世帯 i の世帯人員数 (S_i) の平方根で除し、世帯 i の等価可処分所得 (W_i)、すなわち世帯人員1人当たり経済厚生 (効用水準) ※を算出する。

なお、式を見て分かるように、 W_i は世帯ごとに決まる値であり、同一世帯内の世帯員は全て同一の等価可処分所得をもつことになる。

$$W_i = \frac{I_i}{\sqrt{S_i}}$$

※ 一般に、世帯人員1人当たり経済厚生は、

$$W = \frac{I}{S^E}$$

で表される。 E は等価弾性値といい、0～1の間のいずれかの値をとるとされている ($E=0$ のときは世帯所得がそのまま各世帯員の効用となり、 $E=1$ のときは1人当たり所得が各世帯員の効用になる。)。OECDの基準では、 $E=0.5$ としており、全国家計構造調査でも $E=0.5$ を用いている。

<内容に関する問合せ先>



総務省統計局

統計調査部 消費統計課 全国家計構造調査発表係
〒162-8668 東京都新宿区若松町19番1号
電話：03-5273-1173 (直通)

- ・統計局ホームページ：<https://www.stat.go.jp/>
- ・政府統計の総合窓口 (e-Stat) <https://www.e-stat.go.jp/>
- ・「令和6年全国家計構造調査」の詳しい結果を御覧になる場合は、次のURLを参照ください。
<https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2024/index.html>
- ・この冊子は、次のURLからダウンロードできます。
<https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2024/kekka.html>

* 統計局では、調査結果の要約や統計局からのお知らせなどを統計メールニュースでお知らせしています。
メールニュースの配信を希望される方は、統計局ホームページからお申し込みください。

本調査の統計データを引用・転載する場合には、必ず、出典の表記をお願いします。
(例：総務省統計局「〇〇年全国家計構造調査結果」から引用)